

大阪府石油コンビナート等防災本部における会議運営の見直しについて

大阪府石油コンビナート等防災本部会議を機動的に開催するため、会議運営及び構成員の見直しを行う。あわせて総合防災体制の現地本部員の規定の見直しを行う。

見直しのポイント

(1) 会議運営の見直し

＜現状＞

- 大阪府コンビナート等防災本部会議は、本部員の半数以上の出席なければ開くことができない（運営要綱第2条第2項）



＜見直し後＞

- 半数条項（要綱第2条第2項）の削除
- 本部員が会議に出席できないときは、その属する機関の職員に委任し、その者を会議に出席させることができる規定を追加

(2) 構成員の見直し

＜現状＞

- 大阪府コンビナート等防災計画では、大阪府の本部員を、11人の関連する部局長に指定



＜見直し後＞

- 大阪府の本部員を、副知事、危機管理監、危機管理室長の3名に限定

(3) 総合防災体制の見直し

＜現状＞

- 大阪府石油コンビナート災害対策本部等を設置したときは、あらかじめ指定された本部員が参集しなければならない（運営要綱第3条第3項）
- 現地本部を設置したときは、あらかじめ指定された本部員が参集しなければならない（運営要綱第5条第3項）
※大阪府では、現地本部員として政策企画部長を指定



＜見直し後＞

- 災害本部等への参集を、庁内関係部局長など関係者も招集できるよう「本部員等」とする。また、現地本部への参集については、本部員の代理者も参集を可能にできるよう、「本部員又は本部員の指名する者」に見直す
※現地本部への参集者の大阪府政策企画部長は、危機管理監に変更